番号	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な 根拠法令等
10-(1)	輸出管理の規制品目のカテゴリー構成の国際化（EU準拠）	汎用品の安全保障貿易管理対象品目のカテゴリー構成の国際化（EU準拠）を着実に進めるべきである。	輸出者等は、貨物の輸出、役務の取引にあたって、当該貨物・技術が許可を必要とする規制品目等に該当するか否かを判定する必要がある。その際、わが国の規制品目カテゴリー番号体系が諸外国と異なるため、海外のパートナーとの連携、海外からの調達、海外子会社における輸出管理指導等において負担が大きい。既にEUの規制品目番号体系を採用している国は多く、これに準拠した番号体系に基づく輸出管理を速やかに実施に移すことにより、海外ビジネスの円滑化、競争力の向上が期待できる。また、企業グループ全体で統一的・効率的な輸出管理が可能となり、コンプライアンスの向上にもつながる。 汎用品の規制品目カテゴリー番号体系の国際化（EU準拠）については、2017年1月の産業構造審議会安全保障貿易管理小委員会の中間報告を受けて、当局による具体的な検討が進められているが、規制品目カテゴリー番号の国際化（EU準拠）は企業におけるシステム改修を伴う大幅な変更になることから、可能な限り検討状況を産業界と共有するとともに、公布から施行まで十分な準備期間を確保することなどを通じて、産業界が混乱なく対応できるようにしてもらいたい。	外国為替及び外国貿易法第25条、第48条、輸出貿易管理令第1条 別表第一、外国為替令第17条別表
10-(2)	APEC Business Travel Card（ABTC）取得に要する期間の短縮	APEC Business Travel Card（ABTC）取得までに要する期間の短縮を要望する。 ①日本国内における審査期間の短縮 ②申請書記載項目の削減 ③承認国を追加する際のABTC一時返却期間の短縮および代替カードの発行	ABTCは頻繁にAPEC域内へ出張する役員・社員が活用しており、入国時に優先レーンにより入国審査時間が短縮されたり、ビザ不要になるなど入国手続が緩和されるメリットは大きい。しかし、申請から取得まで長期間を要するなど、活用したい時期を逸してしまう場合がある。 ①ABTCの発行は、日本国内での審査を終えた後、他の対象18か国全ての国で承認が下りてからが基本となり、現在、申請書提出後６か月程度かかっている。そのうち日本（外務省）におけるABTC申請書審査には約２か月を要している。長くとも１か月程度に短縮してほしい。 ②申請者はすでにパスポートを取得していることから、例えばパスポートのICチップに登録されているデータを活用し、申請書記載項目を削減することが可能と考えられる。個人情報を保護する仕組みを講じつつ、氏名、旅券番号だけを記載すれば済むよう簡素化を求める。 ③承認に要する期間が長い国を対象から外して、一旦ABTCを発行するケースがある。その後、外した国を追加申請する必要が生じた場合、当該国による承認がおりた後に、ABTCカード上の情報の書き換えのため、ABTCを外務省に返却する必要がある。情報が書き換えられ、カードが戻ってくるまで現状45日程度要しており、その間はABTCが使用できない。発行までの期間短縮に加え、カード返却中に使用できる代替カードの発行を求める。	アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている商用渡航カードに関する省令